

教育委員会定例会日程

令和元年（2019年）6月28日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第29号

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

日程第2

議案第30号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について (教育指導課)

日程第3

議案第31号

小田原市立中学校に係る部活動の方針の改定について (教育指導課)

5 協議事項

学期制について (資料1 教育指導課)

6 閉 会

議案第 29 号

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和元年 6 月 28 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原文学館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第4条の規定により観覧料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合 教育委員会が定める額の減額
- (2) 条例別表備考に規定する団体の引率者その他教育委員会が特に必要と認める者が、文学関係資料を観覧する場合 免除

第5条第2項中「（団体の引率者を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原文学館条例の一部改正に伴う観覧料の減額基準の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 観覧料の減額基準（第5条関係）

管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合には、教育委員会が別に定める額を観覧料から減額することができることとする。

2 その他

観覧料の免除申請を必要としない場合に係る規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原文学館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原文学館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第11号）（抄）

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 <u>条例第4条の規定により観覧料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合 教育委員会が定める額の減額</u></p> <p>(2) <u>条例別表備考に規定する団体の引率者その他教育委員会が特に必要と認める者が、文学関係資料を観覧する場合 免除</u></p> <p>2 観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、小田原文学館観覧料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第5条 <u>条例別表備考に規定する団体の引率者、その他教育委員会が特に必要と認めるものの観覧料は、免除するものとする。</u></p> <p>2 観覧料の免除を受けようとする者<u>(団体の引率者を除く。)</u>は、あらかじめ、小田原文学館観覧料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

議案第 30 号

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について

小田原市就学支援委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和元年 6 月 28 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市就学支援委員会委員名簿（案）

任期：令和元年7月1日～令和2年6月30日

No.	選出区分	氏 名	所 属 等
1	医 師	寺 崎 雅 子	小田原市立病院 副院長
2	〃	松 田 基	小田原市立病院 副院長
3	〃	早 川 典 義	曾我病院 医師
4	学識経験者	小 倉 直 子	小田原短期大学 保育学科 講師
5	〃	田 中 早 苗	心理判定員
6	〃	井 野 実 知 留	心理判定員
7	〃	末 藤 晃 英	小田原市立下中小学校 校長
8	〃	永 井 正	小田原市立城南中学校 校長
9	本市を管轄する児童相談所職員 新	石 川 朝 陽	小田原児童相談所子ども支援課 児童心理司
10	本市区域内の特別支援学校教員	添 田 美 恵 子	神奈川県立小田原養護学校 総括教諭
11	特別支援学級設置小学校長 新	杉 山 尚 美	小田原市立芦子小学校 校長
12	小田原市立中学校長 新	稲 毛 真 弓	小田原市立白鷗中学校 校長
13	特別支援学級担任	高 須 雄 大	小田原市立桜井小学校 教諭
14	〃 再	大 野 佳 余 子	小田原市立新玉小学校 教諭
15	〃 再	小 川 雅 通	小田原市立城山中学校 総括教諭
16	〃 新	高 松 幸 子	小田原市立千代中学校 教諭
17	教育委員会が必要と認める者 新	大 谷 麻 貴 子	小田原市立酒匂小学校 教諭
18	〃 新	瀬 戸 浩	障がい福祉課 障がい者支援副課長
19	〃 再	神 谷 美 智 子	子育て政策課 主査
20	〃	下 澤 栄 子	子育て政策課 副課長（つくしんぼ教室）
21	〃 新	古 瀬 薫	健康づくり課 母子保健係長
22	〃	田 村 寿 治	特別支援教育相談室あおぞら 相談員
23	〃 新	鈴 木 恵 美 子	コミュニケーションの教室「フレンド」教諭
24	〃 再	岩 瀬 智 子	ことばの教室 教諭
25	〃	石 井 美 佐 子	教育指導課 課長

議案第 31 号

小田原市立中学校に係る部活動の方針の改定について
小田原市立中学校に係る部活動の方針の改定について、議決を求める。

令和元年 6 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立中学校に係る部活動の方針（案）

令和元年7月改定

小田原市教育委員会

小田原市立中学校に係る部活動の方針

策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- このように教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、平成 30 年 3 月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県及び県教育委員会では、前述のガイドラインに則り文化部活動を含め平成 30 年 4 月に「神奈川県中部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。
- 小田原市教育委員会では、小田原市立中学校に係る部活動について、前述のガイドラインに則り、県方針を参考に、「小田原市立中学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定し、文化部活動もこれに準じて取組を進めてきたが、平成 30 年 12 月に、文化庁においても「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、県及び県教育委員会は県方針を改定したことから、小田原市教育委員会は、本方針を改定した。
- なお、本方針ではこれまでと同様に運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。
- エ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいことから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。

- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。
- ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故、~~体罰・ハラスメント~~の未然防止に努めること。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒の~~過度の練習を行うことに起因する~~障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要である。

(1) 休養日

週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

また、休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。年間を52週と考え、1年間に授業日及び休業日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努めること。

(2) 活動時間

1日の活動時間を、長くとも授業日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ご

したい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、障がいのある生徒等も含めて、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクレーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

少子化に伴い、単一の学校では大会参加ができない場合には、生徒の活動が保障できるように複数の学校で合同の活動を行いながら、大会等への参加も可能となるように努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査すること。

6 取組の検証

本指針に示す小田原市立中学校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附則

この方針は、平成30年7月から施行する。

附則

この方針は、令和元年7月から施行する。

新旧対照表

○小田原市立中学校に係る部活動の方針

新	旧
<p>策定の趣旨等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。 ○ このように教育的価値の高い部活動の在り方について、<u>過度の練習を行うことに起因する</u>障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県及び県教育委員会では、<u>前述の</u>ガイドラインに則り <u>文化部活動を含め</u>平成30年4月に「神奈川県<small>の</small>部活動の在り方に関する方針」(以下「<u>県方針</u>」という。)を策定した。 ○ 小田原市教育委員会では、小田原市立中学校に係る部活動について、<u>前述の</u>ガイドラインに則り、<u>県方針</u>を参考に、「<u>小田原市立中学校に係る部活動の方針</u>」(以下「<u>本方針</u>」という。)を策定し、<u>文化部活動もこれに準じて取組を進めてきたが、平成30年12月に、文化庁においても「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、県及び県教育委員会は県方針を改定したことから、小田原市教育委員会は、本方針を改定した。</u> ○ なお、本方針では <u>これまでと同様に</u>運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。 	<p>本方針策定の趣旨等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。 ○ この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、<u>スポーツ</u>障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。<u>神奈川県</u>では、ガイドラインに則り平成30年4月に「<u>神奈川県</u>の部活動の在り方に関する方針」を策定した。 ○ 小田原市教育委員会では、小田原市立中学校に係る部活動について、ガイドラインに則り、<u>神奈川県</u>の方針を参考に、本方針を策定した。 ○ なお、本方針では、<u>運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。</u>

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を検討し作成する。

イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。

ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。

エ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きい。学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。

イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。

エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を検討し作成する。

イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。

ウ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きい。学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。

イ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。

ウ 日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

エ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

オ 校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の

<p>部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。</p>	<p>活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。</p>
<p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。</p> <p>さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、<u>けがや事故、体罰・ハラスメントの未然防止に努めること。</u></p>	<p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。</p> <p>さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、<u>けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。</u></p>
<p>3 適切な休養日等の設定</p> <p>部活動においては、成長期にある生徒の<u>過度の練習を行うことに起因する</u>障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な<u>休養日</u>を確保することが必要である。</p> <p>(1) 休養日</p> <p><u>週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日</u>を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)</p> <p><u>また、休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。年間を52週と考え、1年間に授業日及び休業日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努めること。</u></p>	<p>3 適切な休養日等の設定</p> <p>部活動においては、成長期にある生徒の<u>スポーツ</u>障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日<u>等</u>を確保することが必要である。<u>また、休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。</u></p> <p><u>特に運動部活動においては、スポーツ医・科学の観点を考慮し、1日の活動時間を、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。以下を基準とする。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日を設けること。 〔具体的な運用について〕</p> <p>① <u>各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。</u></p> </div>

(2) 活動時間

1日の活動時間を、長くとも授業日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 年間52週と考え、授業日及び休業日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際に、ひと月のうち、授業日及び休業日にそれぞれ少なくとも1日（休業日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。

[52日の考え方]

① 授業日は放課後の部活動が行われない日を1日とする。

② 休業日（祭日等を含む）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。

③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、休業日と同様の扱いとする。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、障がいのある生徒等も含めて、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(3) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、障がいのある生徒等も含めて、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、

<p>生涯にわたってスポーツや<u>芸術文化等の活動</u>に親しむ基礎を培うこと <u>及び</u>生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。</p> <p>少子化に伴い、単一の学校では大会参加ができない場合には、生徒の活動が保障できるように複数の学校で合同の活動を行いながら、大会等への参加も可能となるように努めること。</p> <p>(2) 地域との連携等</p> <p>校長は、生徒のスポーツ<u>や芸術文化等の活動</u>に親しむ<u>機会</u>の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における<u>持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境</u>整備に努めること。</p> <p>また、校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのスポーツ<u>や芸術文化等の活動</u>に親しむ<u>機会</u>の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。</p>	<p>生涯にわたってスポーツや<u>文化的な活動</u>に親しむ基礎を培うこと <u>や</u>生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。</p> <p>少子化に伴い、単一の学校では大会参加ができない場合には、生徒の活動が保障できるように複数の学校で合同の活動を行いながら、大会等への参加も可能となるように努めること。</p> <p>(4) 地域との連携等</p> <p>校長は、生徒のスポーツ・<u>文化的な活動の環境</u>の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めること。</p> <p>また、校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのスポーツ・<u>文化的な活動の環境</u>の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。</p>
<p>5 学校単位で参加する大会の見直しについて</p> <p><u>校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査すること。</u></p>	
<p>6 取組の検証</p> <p>本指針に示す小田原市立中学校の部活動に係る取組については、<u>年度ごと</u>に取組状況を把握し、検証するとともに、<u>その結果を踏まえて</u>、必要な改善を図っていくものとする。</p>	<p>5 取組の検証</p> <p>本指針に示す小田原市立中学校の部活動に係る取組については、<u>平成30年度中</u>に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。</p>

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附則

この方針は、平成 30 年 7 月から施行する。

附則

この方針は、令和元年 7 月から施行する。

令和元年（2019年）6月28日（金）

学期制検討について

1 教育委員会6月定例会（令和元年6月28日）

（1）学期制検討に関する経過や見通しについて確認

配付資料

- ・ **A** 学期制検討に関する経過や見通しについて
- ・ **B** 授業時数等について

（2）教育委員からの依頼等について事務局からの報告、協議

① 事務局からの報告

配付資料

- ・ **C** 全国学力・学習状況調査、全国体力運動能力・運動習慣等調査結果の一覧（平成30年度 県内自治体）
- ・ **D** 「神奈川県内における学期制の状況」他

② 教育委員の皆様による協議

児童生徒にとってよりよい学期制

- ・ 児童生徒にとって『よりよい』とは
- ・ 今回の資料等について

他

2 今後の予定

（1）教育委員会7月定例会（令和元年7月23日）

教育委員からの依頼等について事務局からの報告、協議

- ・ 「児童生徒の声」について

配付資料

- ・ **E** 「児童生徒の声」アンケート調査について

（2）その他

A（参考資料）

学期制検討に関する経過や見通しについて

平成 18 年度～ 平成 16・17 年度に実施した研究実践を踏まえ全小中学校で 2 学期制実施

学校 2 学期制のねらい
学校 2 学期制の実施をきっかけに学校教育の見直しと充実に向けた取組を行うことを通して、子どもたちの①学校生活の充実と②確かな学力の向上を目指す。これにより、③学校の活性化や教職員の意識改革を図る。

平成 22 年度 学校 2 学期制検討委員会を設置

平成 23 年度 学校 2 学期制を継続することを教育委員会定例会で議決

①学校生活の充実
…学校行事の見直し、長いスパン、7月・12月期の有効活用、教育相談の充実
②確かな学力 ★
…授業時数の確保、授業の充実
③学校の活性化と教職員の意識改革
…2学期制が定着してきたこと、教職員の意識の変化の具体

平成 28 年度 「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」

陳情についての見解／事実確認、説明

陳情の採択 ★
陳情項目「2 学期制から 3 学期制に回帰することを検討するよう求める」

平成 29 年度～ 学期制の検討

平成 30 年 2 月 『学期制検討に関する懇談会』を設置

平成 31 年 3 月 『学期制検討に関する懇談会』まとめ

※まとめに記された視点

- (1) 「平成 17 年度までの 3 学期制」と「現在の 2 学期制」
- (2) 平成 23 年～現在までの 2 学期制についての成果、課題
- (3) 実態調査（アンケート調査）について
- (4) 関連する課題 新学習指導要領完全実施への対応、教育課程のあり方
- (5) 児童生徒にとってよりよい「新たな学期制」のあり方と計画
 - ア 「2 学期制を継続する場合」と「3 学期制に戻す場合」の比較
 - イ 2 学期制を継続する場合と 3 学期制に戻す場合の各想定スケジュール

※懇談会での意見交換からみえてきた 児童生徒にとって「よりよい」学校生活や環境

児童生徒にとって『よりよい』とは

- ・授業がおもしろい。 ⇒授業が充実している。
- ・学ぶことに興味がある。（「なんでだろう」「こうしてみたい」とわくわくする。）
- ・学校行事に参加することも運営することも楽しい。
- ・友達や仲間と関わるのが嬉しい。
- ・学校の休みが多い。 ⇒家庭・地域での生活や部活動等が充実している。

- 平成 31 年 4 月
- ・ 「学期制検討に関する懇談会」まとめについて報告、協議
 - 「学期制検討に関する懇談会」まとめ

- 令和元年 5 月
- ・ 「学期制検討に関する懇談会」構成員 5 名との懇談

児童生徒にとってよりよい学期制

- ・ 教育委員からの依頼等について事務局からの報告・協議
- ★ 「陳情について」の見解や事実確認

- 令和元年 6 月
- ・ 教育委員からの依頼等について事務局からの報告・協議
 - ★ 全国学力・学習状況調査、全国体力運動能力・運動習慣等調査結果の一覧
 - ★ 授業時数について（児童生徒にとって／教職員にとって）

児童生徒にとってよりよい学期制

- 令和元年 7 月
- ・ 教育委員からの依頼等について事務局からの報告・協議
 - 「児童生徒の声」について

児童生徒にとってよりよい学期制

- 令和元年 8 月
- ・ 教育委員の方々による議決

児童生徒にとってよりよい「新たな学期制」のあり方

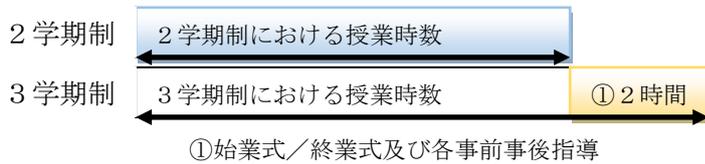
- ※ 「2 学期制を継続する」か「3 学期制に戻す」か
- ※ その理由

- ・ 2 学期制を継続する場合と 3 学期制に戻す場合の各想定スケジュール
- ・ よりよい「新たな学期制」のあり方

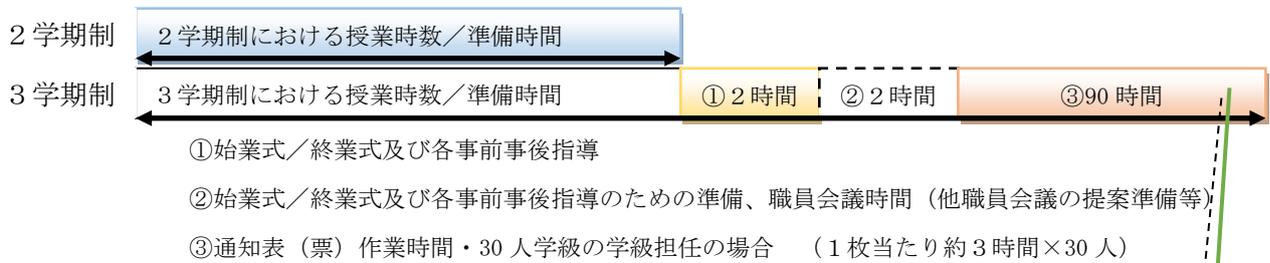
- ・ 今後について

授業時数等について

児童生徒からみた授業時数（児童生徒一人あたり）



教職員からみた授業時数／準備時数（教職員一人当たり・学級担任）



【参考】 「③通知表（票）作業時間」確保のために、児童生徒は4時間で給食後に下校し、その後の時間を作業時間とすることが多い。
（勤務時間では終わらないことから、土・日曜日を含めた勤務時間外で作業を行っている。）

3学期制から2学期制にしたことで

- ・勤務時間外に行っていた通知表（票）の作業時間が減少した。
- ・授業準備や教材研究等、児童生徒と向き合う時間が増えた。

	自治体	学期制	全国学力・学習状況調査 ※平均正答率								全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ※体力合計点(平均)				夏季休業	平成30年度 学期制			
			小学校6年				中学校3年				小学校5年		中学校2年			小学校		中学校	
			国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B	男子	女子	男子	女子		2学期制	3学期制	2学期制	3学期制
1	横浜市	2学期制	73	56	66	54	76	63	67	50	52.7	53	39.9	47.6	7月21日～8月26日	319		75	
		3学期制														21		71	
2	川崎市	2学期制	72	57	66	55	77	63	66	49					7月1日～翌年1月31日までの間56日以内	113		52	
3	相模原市	3学期制	69	52	61	48	74	61	63	45	52.14	53.03	41.07	47.69	7月21日～8月31日		72		37
4	横須賀市	2学期制	66	52	60	47	73	59	63	44	53.7	55.3	48.9	52.7	7月21日～8月29日	46		23	
5	鎌倉市	3学期制	69	54	64	53	80	66	72	54					7月21日～8月31日		16		9
6	藤沢市	2学期制	67	51	62	50	76	63	67	49	53.3	54.45	42.06	48.7	7月21日～8月31日			19	
		3学期制														35			
7	茅ヶ崎市	2学期制	65	50	59	47	75	61	65	47					7月21日～8月30日	19		13	
8	逗子市	2学期制	74	57	69	57	73	59	65	45					7月21日～8月31日	5		3	
9	三浦市	3学期制	63	49	59	44	73	60	60	42					7月21日～8月30日		8		3
10	葉山町	3学期制	66	51	60	49	79	64	68	49	53.03	52.51	39.43	48.3	7月21日～8月31日		4		
		2学期制													7月21日～8月29日			2	
11	寒川町	3学期制	65	47	59	45	73	59	63	43					7月21日～8月31日		5		3
12	厚木市	3学期制	67	51	59	46	74	60	64	45					7月21日～8月31日		23		13
13	大和市	3学期制	69	54	62	49	74	59	64	44					7月21日～8月25日		19		9
14	海老名市	3学期制	70.6	54.2	62.4	50.3	77.4	62.4	68.6	48.4					7月21日～8月26日		13		6
15	座間市	3学期制	65	52	59	47	74	60	62	45					7月21日～8月28日		11		6
16	綾瀬市	3学期制	66	51	58	45	73	58	61	41					7月21日～8月31日		10		5
17	愛川町	3学期制													7月21日～8月31日		6		3
18	清川村	3学期制													7月21日～8月31日		2		2
19	平塚市	2学期制	65	52	59	47	74	59	63	44					7月21日～8月29日	29		16	
20	秦野市	3学期制	66	51	60	46	73	58	61	42					7月21日～8月28日		13		9
21	伊勢原市	3学期制	67	51	61	48	76	63	66	49	51.93	53.41	43.36	50.45	7月21日～8月31日		10		4
22	大磯町	3学期制													7月21日～8月31日		3		3
23	二宮町	3学期制	69	55	64	51	75	62	66	45	52.7	51	48.4	48.5	7月21日～8月31日		3		2
24	南足柄市	2学期制	69	53	61	47	74	60	66	45					7月21日～8月29日	6		3	
25	中井町	2学期制													7月21日～8月29日	2		1	
26	大井町	2学期制													7月21日～8月29日	3		1	
27	松田町	3学期制													7月21日～8月31日		2		2
28	山北町	3学期制													7月21日～8月31日		2		1
29	開成町	3学期制													7月21日～8月31日		2		1
30	小田原市	2学期制	65	51	59	48	75	60	63	45	54.47	55.96	41.72	49.99	7月21日～8月31日	25		11	
31	箱根町	3学期制													7月21日～8月31日		3		1
32	真鶴町	3学期制													7月21日～8月31日		1		1
33	湯河原町	2学期制													7月21日～8月29日	3		1	
	神奈川県		70	54	64	52	76	62	66	48	53.68	54.61	40.82	48.23					
	全国		70.7	54.7	63.5	51.5	76.1	61.2	66.1	46.9	54.21	55.9	42.32	50.61					

(参考・神奈川県内で公表している自治体の学校)

※体力合計点：8種目の体力テスト成績を1～10点に得点化し総和した合計点

2学期制の学校(平均)	71.2	55.2	64.6	52.7	74.9	61.3	65.1	47.6	52.9	53.5	41.3	48.1
3学期制の学校(平均)	68.1	52.2	61.4	48.7	75.2	61.7	65.2	47.3	52.5	53.3	40.6	47.7

D (参考資料)

神奈川県内における学期制の状況

※平成 30 年度現在

	3 学期制	2 学期制	併用・学校選択 (3 学期制・2 学期制) …校数
1	相模原市	川崎市	1 横浜市 小 (21・319) 中 (71・ 75) 2 藤沢市 小 (35・ 0) 中 (0・ 19) 3 葉山町 小 (4・ 0) 中 (0・ 2)
2	鎌倉市	横須賀市	
3	三浦市	茅ヶ崎市	
4	寒川町	逗子市	
5	厚木市	平塚市	
6	大和市	南足柄市	
7	海老名市	中井町	
8	座間市	大井町	
9	綾瀬市	小田原市	
10	愛川町	湯河原町	
11	清川村		
12	秦野市		
13	伊勢原市		
14	二宮町		
15	松田町		
16	山北町		
17	開成町		
18	箱根町		
19	真鶴町		

神奈川県内における学期制の校数

	3 学期制	2 学期制
小学校	284 校	570 校
中学校	191 校	220 校

実態調査（アンケート）実施状況と学期制の決定

小田原市 …平成 22 年実施

- 教職員 小中学校全教職員
- 保護者 小中学校全保護者
- 児童生徒 小中学校の抽出児童生徒

2 学期制 ⇒ 2 学期制 継続

平塚市 …平成 23 年実施

- 教職員 小中学校全教職員
- 保護者 小中学校保護者

2 学期制 ⇒ 2 学期制 継続

※各校の抽出保護者（5～10 名程度）

大和市 …平成 25 年実施

- 教職員 小中学校全教職員
- 保護者 小中学校全保護者
- 市民 ランダムに抽出

2 学期制 ⇒ 3 学期制 ※平成 27 年度から変更

平成 27 年度
 夏季休業期間 7 月 21 日～8 月 25 日
 エアコン設置率 普通教室 100% 特別教室 70%

※校務支援システム…平成 28 年度から本格稼働

横須賀市 …平成 28 年実施

- 教職員 小中学校全教職員
 - 保護者 小中学校保護者
 - その他 小中学校評議員
- ※ それぞれの対象者に必要な項目のみを調査

2 学期制 ⇒ 2 学期制 継続

※各校の P T A 役員（5 名）

※全員

全国における学期制の状況

	3 学期制	2 学期制	それ以外
小学校	79.4%	20.6%	0.1%
中学校	79.6%	19.6%	0.8%

※文部科学省「平成 27 年度公立小・中学校における教育課程の編成・実態調査の結果について」

1 アンケート調査の概要

(1) 『アンケート調査』を実施・回収後、まとめたものを「児童生徒の声」として報告する。

- ・児童生徒に説明（＜アンケート前の説明＞にて）した後にアンケートを行う。
- ・無記名／定性的

(2) 対象

- 小学校3校（小6の3学級を抽出） n = 70～100
- 中学校3校（各中1・中2・中3から1学級を抽出） n = 70～100

(3) 実態調査の実施時期

※教育委員会6月定例会（6月28日）において確認後、次のように実施する。

7月12日（金）まで	アンケート調査 実施・回収
7月19日（金）まで	アンケート集計
7月23日（火）	教育委員会7月定例会での報告

2 アンケート調査の内容

令和元年7月

〇〇〇学校

・あなたにとって「よりよい」学校生活・環境とは何ですか。

例

- ・授業がおもしろい。 ⇒授業が充実している。
- ・学ぶことに興味がある。（「なんでだろう」「こうしてみたい」とわくわくする。）
- ・学校行事に参加することも運営することも楽しい。
- ・友達や仲間と関わることが嬉しい。
- ・学校の休みが多い。 ⇒家庭・地域での生活や部活動等が充実している。

()

・よりよい学校生活・環境を実現するために、「こんなことに困っている」「こうなるとよりよい」「こうしてみたい」「教育委員会にお願いしたい」ことなどがあれば教えてください。

…何年後かのみなさんや未来の小・中学生のために

()

＜アンケート前の説明＞

こんにちは。小田原市教育委員会です。

現在、児童生徒にとってよりよい学校生活・環境を、教育委員会の会議で検討しています。

今後の検討の参考とするため、児童生徒のみなさんにも伺っています。今回のアンケートについて、すぐに、明日、来週、来月といったことにつながるものではないのですが、何年後かのみなさんや未来の小・中学生のためにご協力ください。

名前をかく必要はありませんし、宿題ということでもありません。今から数分、時間をいただきますので、みなさんの気持ちや考えを教えてください。

「今は特にない」とか「問題はなさそう」ということであれば、何も書かなくても、特になしでも結構です。どうぞよろしくお願いいたします。